令和６年度（2024年度）
障害福祉サービス等制度改正について
【就労系サービス編】

【対象サービス】
・就労移行支援
・就労継続支援Ａ型
・就労継続支援Ｂ型
・就労定着支援
※就労選択支援

八王子市福祉部指導監査課　障害担当

１．この動画の目的

２．令和６年度　主な制度改正事項について

１．この動画の目的について

令和６年度障害福祉サービス等制度改正

令和6年4月1日
・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（一部の改定事項については経過措置あり。）

・八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営の基準に関する条例の一部を改正する条例　施行

この動画の目的について

指導・監査

法令等で定める指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、**サービス内容の質の確保**及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、本市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

↓

障害福祉サービス事業者等に対し、改正基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知することが、障害者（児）福祉の増進のために必要と考え、こちらの動画を作成いたしました。

２．令和６年度
主な制度改正事項について

制度改正事項
①福祉・介護職員等処遇改善加算について
②地域生活支援拠点等の機能の充実（就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型）
③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実（就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型）
④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（就労定着支援を除く）
⑤意思決定支援の推進
⑥障害者虐待の防止・権利擁護
⑦高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価（就労定着支援を除く）
⑧業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化
⑨情報公表未報告の事業所への対応
⑩就労移行支援事業の安定的な事業実施

制度改正事項
⑪スコア方式による評価項目の見直し（就労継続支援Ａ型）
⑫就労継続支援Ｂ型の工賃向上と効果的な取組の評価
⑬就労定着支援の充実
⑭就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項
⑮新たに創設される就労選択支援の円滑な実施
⑯その他（基本報酬の見直し、個別支援計画の共有、食事提供体制加算の見直し、送迎加算の見直し等）

①福祉・介護職員等処遇改善加算について

- 福祉・介護職員処遇改善加算
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 福祉・介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算

サービス区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%

新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）

Ⅰ **新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。**

- 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）

Ⅱ **新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。**

- 改善後の賃金年額440万円以上が１人以上
- 職場環境の更なる改善、見える化 **【見直し】（令和７年度）**
- ~~**グループごとの配分ルール**~~ **【撤廃】**

Ⅲ **新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。**

- 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備

Ⅳ

- **新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分**
- 職場環境の改善（職場環境等要件） **【見直し】（令和７年度）**
- 賃金体系等の整備及び研修の実施等

②地域生活支援拠点等の機能の充実（就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型）

○平時からの情報連携を整えた就労系サービス事業所において、緊急時の受け入れについて評価する。

<<緊急時受入加算【新設】>>　　100単位／日

地域生活支援拠点等で、平時からの連携調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間支援を行った場合に加算する。

○地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整従事者の配置が要件化。

<<障害福祉サービスの体験利用加算の見直し>>

次のイ及びロのいずれにも該当する事業所であること。

イ　運営規程において、当該事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ　事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第77条第３項第１号に規定する関係機関をいう。）との連携及び調整に従事する者を１以上配置していること。

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実（就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型）

○広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を通じて環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は３か月を限度

＜＜集中的支援加算【新設】＞＞　1000単位／回

強度行動障害を有する障害者等の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が事業所等を訪問等し、集中的な支援を行った場合、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。

④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充（就労定着支援を除く）

○視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

［令和６年度以降］

イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）　51単位／日

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）　41単位／日

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

⑤意思決定支援の推進

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス

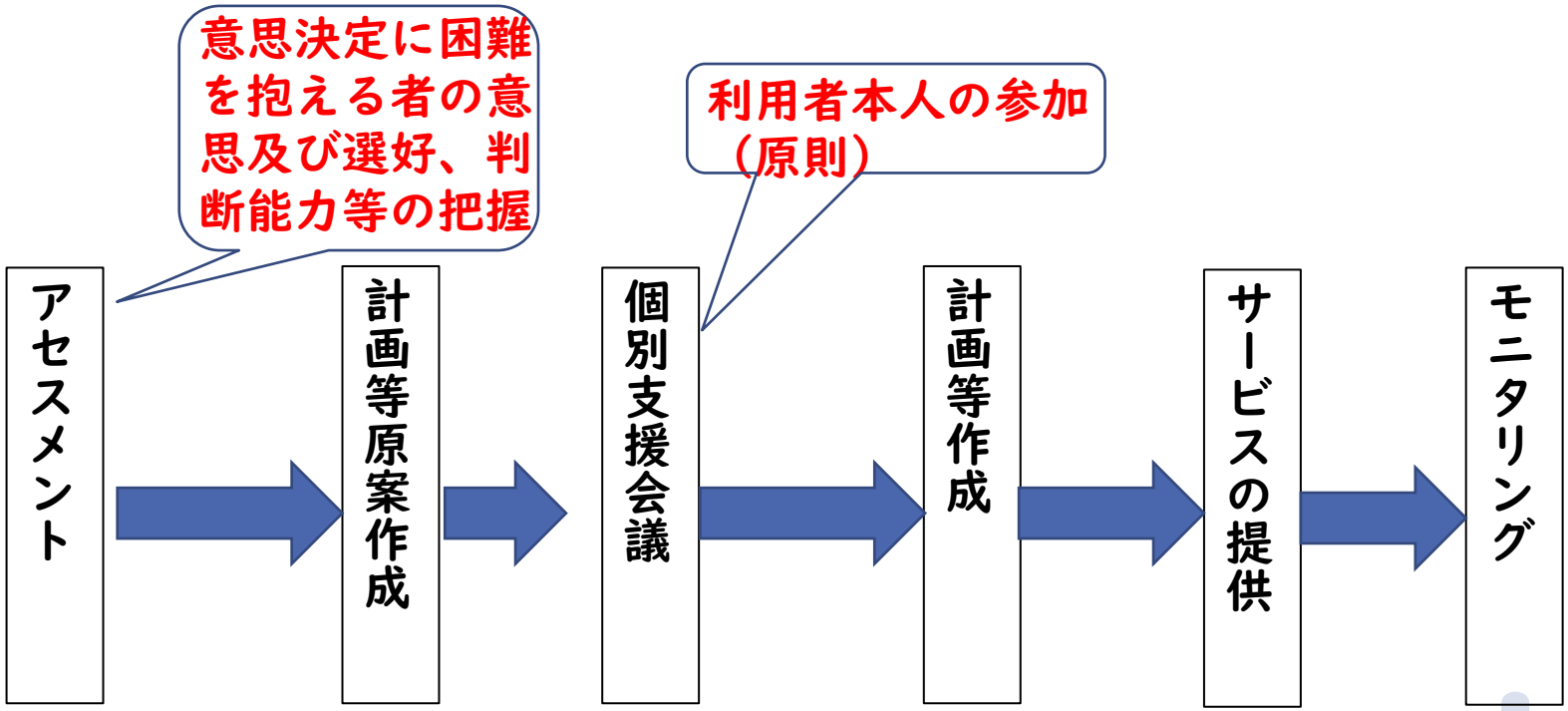

⑥障害者虐待の防止・権利擁護

○障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、**虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）**を創設。

虐待防止措置

①虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底

②従業者に対し、虐待防止研修の定期的な実施

③上記措置を適切に実施するための担当者の配置

○ **身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。（就労定着支援を除く）**

○本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供に関する本人の意向を把握し、その意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を明確化。

⑦高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価（就労定着支援を除く）

○高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。

<<高次脳機能障害者支援体制加算>>【新設】　41単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：１以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑧業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

<<業務継続計画未策定減算>>【新設】

以下の基準に適応していない場合、所定単位数の１％を減算する。

・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和７年３月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和９年３月31日までの間、減算を適用しない。

⑨情報公表未報告の事業所への対応

○障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

<<情報公表未報告減算>>【新設】

障害者総合支援法第76条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の５％を減算する。

○都道府県知事（中核市にあっては、当該中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

⑩就労移行支援事業の安定的な事業実施

① 利用定員規模の見直し

○ 利用定員規模を見直し、定員10人以上からでも実施可能とする。

② 支援計画会議実施加算の見直し

○ 支援計画会議（ケース会議）の実施を促進する観点から、会議の結果のサービス管理責任者との共有を条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

○ 地域の就労支援機関等との連携により、地域のノウハウを活用し支援効果を高める取組である

ことから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【令和６年度以降】

イ 地域連携会議実施加算（Ⅰ） 583単位／回

サービス管理責任者が会議に参加し、就労移行支援計画等について検討を行った場合に加算する。

ロ 地域連携会議実施加算（Ⅱ） 408単位／回

サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が会議に参加し、サービス管理責任者にその結果を共有した場合に加算する。

※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて１月につき１回かつ１年につき４回を限度とする。

⑪スコア方式による評価項目の見直し（就労継続支援Ａ型）

［令和５年度以前］

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

［令和６年度以降］

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	－20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	－50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

⑫就労継続支援Ｂ型の工賃向上と効果的な取組の評価（1/2）

① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

・平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。

・短時間の利用が多い場合の減算の創設。

<<短時間利用減算>>【新設】　所定の単位数の70/100算定

平均利用時間が４時間未満の利用者が全体の５割以上である場合、基本報酬を減算する。（一般就労等に向けた利用時間延長の支援を実施した場合又はやむを得ない理由がある場合は利用者数割合算定から除外）

・手厚い人員配置を評価するため、新たに人員配置６：１の報酬体系を創設。

・目標工賃達成指導員配置加算を見直し。

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で１人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員・生活支援員の総数が常勤換算方法で６：１以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で５：１以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

・目標工賃達成指導員配置加算を算定する事業所が工賃を実際に向上させたことを評価する加算の創設。

<<目標工賃達成加算>>【新設】　10単位/日

目標工賃達成指導員配置加算対象事業所が、工賃向上計画を作成し、当該計画上の工賃目標を達成した場合に加算。

⑫就労継続支援Ｂ型の工賃向上と効果的な取組の評価（2/2）

② 平均工賃月額の算定方法の見直し

【令和５年度以前】

○ 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア　前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出

イ　前年度に支払った工賃総額を算出

ウ　工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により１人当たり平均工賃月額を算出

※ただし、障害基礎年金１級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

※除外要件として、一部の利用者（事業所の努力によって利用日数を増やすことが困難な利用者も含む）については当該月の工賃支払対象者から除外し、当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。

【令和６年度以降】

○ 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

年間工賃支払総額÷（年間延べ利用者数÷年間開所日数）÷ 12 月

※ 上記算定式の導入に伴い、令和５年度以前の算定方式における除外要件は廃止

⑬就労定着支援の充実（1/2）

① 基本報酬の設定等

○ 実施主体として、障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。

○ 就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から、本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

○ 基本報酬について、利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

→令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙１）参照

○就労定着支援終了の際に、適切な引継ぎ体制を構築していない場合の減算の創設。

<<支援体制構築未実施減算>>【新設】　所定の単位数の10/100減算

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の情報（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に減算する。

- 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任
- 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

⑬就労定着支援の充実（2/2）

② 定着支援連携促進加算の見直し

○ ケース会議の実施を促進する観点から、会議前後のサービス管理責任者との情報共有を条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

○ 地域の就労支援機関等との連携により、地域のノウハウを活用し支援効果を高める取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【令和６年度以降】

イ 地域連携会議実施加算（Ⅰ） 579単位／回

就労定着支援計画に関する会議を開催し、サービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に加算する。

ロ 地域連携会議実施加算（Ⅱ） 405単位／日

会議を開催し、サービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画について説明するとともに、関係者に意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討した上で、サービス管理責任者にその結果を共有した場合に加算する。

※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて１月につき１回かつ１年につき４回を限度とする。

⑭就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項(1/2)

① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価（就労継続支援Ａ型・Ｂ型）

一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援Ａ型の基本報酬を算定する際のスコア評価項目における平均労働時間の計算や、就労継続支援Ｂ型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額の計算から、当該障害者の労働時間と工賃を除くこととする。

②休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応（就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型）

一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。

③ 施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し（就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）

報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする。

⑭就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項(2/2)

④ 基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援、就労定着支援）

令和７年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とする。

※令和９年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。（就労支援員が基礎的研修を受講した場合は就労支援関係研修修了加算を算定できることとする。）

⑤ 施設外支援に関する事務処理の簡素化（就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）

施設外支援について、通知を改正し、１ヶ月ごとに個別支援計画について見直しが行われている場合に、報酬を算定することとする。

【令和５年度以前】
１週間ごとに

【令和６年度以降】
１ヶ月ごとに

⑮新たに創設される就労選択支援の円滑な実施(1/3)

○ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和７年10月１日施行）

① サービスの対象者

令和７年10月以降、就労継続支援Ｂ型の利用前に、原則として就労選択支援を利用することとする。また、新たに就労継続支援Ａ型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和９年４月以降、原則として就労選択支援を利用する。

② 実施主体の要件

○以下の事業者を実施主体とする。

・就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

・上記と同等の障害者に対する就労支援の経験・実績を有すると認められる以下の事業者

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

○就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報の提供に努めることとする。

⑮新たに創設される就労選択支援の円滑な実施(2/3)

③　従事者の人員配置・要件

○ 就労選択支援員　　１５：１以上　※合計利用者数が一体的実施する就労移行支援等の利用定員以下なら、就労移行支援等の職員等と兼務可

・就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から２年間は基礎的研修又は同等以上の研修修了者を就労選択支援員とみなす。

・就労選択支援員養成研修の受講要件として、基礎的研修の修了や就労支援に関して一定の経験を有することとする。

※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和９年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。

・個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

④　就労選択支援の基本プロセス

○ 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。

○ アセスメント結果作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。

○ アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。

○ 協議会参加等による地域の就労支援に係る社会資源・雇用事例等に関する情報収集、利用者の進路選択に資する情報提供を実施。

⑤　支給決定期間

１ヶ月を原則とし、１ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

（アセスメント期間は２週間以内を基本とする。）

⑮新たに創設される就労選択支援の円滑な実施(3/3)

⑥　特別支援学校における取扱い

特別支援学校高等部の３年生以外の各学年の実施、在学中の複数回実施が可能。職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能。

⑦　他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い

他機関（障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等）がアセスメントと同様の評価・整理を実施した場合、アセスメント実施に代えることができる。この場合、当該他機関に多機関連携会議への参加等の協力を求めることができる。

⑧　中立性の確保

〇正当な理由なく、前６月間に実施したアセスメント結果を踏まえて利用者が利用した就労系サービスの提供総数のうち、同一の事業者に提供されたものの占める割合が80%を超える場合に減算を設ける。

<<特定事業所集中減算>>【新設】　200単位/月

〇事業者は、他の障害福祉サービス事業者等から、利用者又はその家族を紹介する対償として、金品その他の利益を収受してはならないこととする。

⑨　計画相談支援事業との連携・役割分担

指定就労選択支援事業者は、アセスメント結果を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。指定就労移行支援事業者等は、指定計画相談支援事業者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

相談支援専門員は、利用者が就労サービスを利用しており、モニタリングの結果等を踏まえ就労選択支援の利用が必要なときは、就労サービス事業者と連携し、就労選択支援に関する情報提供等を行うものとする。また、利用者が就労選択支援を利用している場合、アセスメント結果等を踏まえサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行わなければならない。

⑩　基本報酬の設定等

就労選択支援の基本報酬は、サービス提供日に応じた日額報酬とする。

<<就労選択支援サービス費の設定【新設】>>

就労選択支援サービス費（１日につき）　1,210単位

⑯その他

○経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

→令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙１）参照

○各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業者にも交付しなければならないこととする。（就労選択支援を除く）

○食事提供体制加算の見直し（就労定着支援を除く）

食事提供体制加算について栄養面を評価しつつ経過措置を令和9年3月31日まで延長。

要件が新たに追加され、①管理栄養士等が献立作成に関与又は献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重又はBMIの記録を行った場合に、所定単位数（30単位／日）を加算。

○障害者支援施設と隣接してない就労サービス事業所への送迎について、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。（就労定着支援を除く）

各項目の参考資料《市HPに掲載されています》

●令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

●令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

こちらの動画は以上で終了です。
ご視聴ありがとうございました。

今後も法令等を踏まえた事業所
の運営をよろしくお願いいたします。